

広報 おばま

2007

3



— 修法師が「水行」 —

2月17日、妙行寺（遠敷）で大祈とう会が営まれ、修法師9人が水行で身を清めたあと、妙見堂で檀家らの無病息災などを祈願しました。

— 今月の主な内容 —

世界文化遺産へ向けて「継続審査」 …	P 2
2007 統一地方選挙 ……………	P 4
あなたを狙う「悪質商法」にご用心！ …	P 6
情報ボックス ……………	P 8
ご意見箱、法律相談 ほか ……………	P 9
フォトニュース ……………	P10
くらしの情報 ……………	P12

若狭の社寺建造物群と文化的景観

市では、平成十七年四月に世界遺産推進室を設置し、世界遺産暫定リスト登録に向けて取り組んできました。同年九月、「複合遺産」として文化庁と環境省に世界遺産推薦書を提出。さらに昨年十一月には、「若狭の社寺建造物群と文化的景観」(若狭の社寺建造物群と文化的景観)と神仏習合の聖地として、あらためて福井県と共同で提案書を文化庁に提出しました。

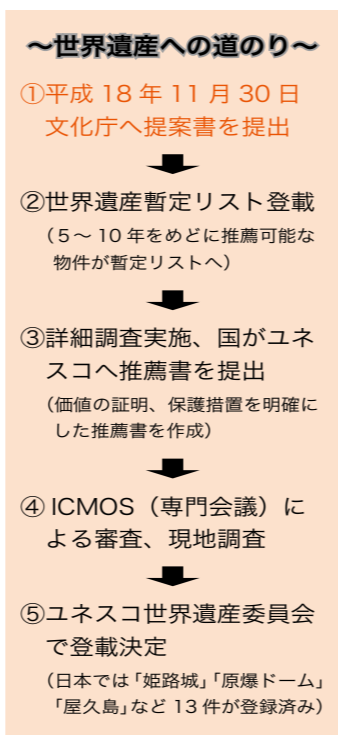
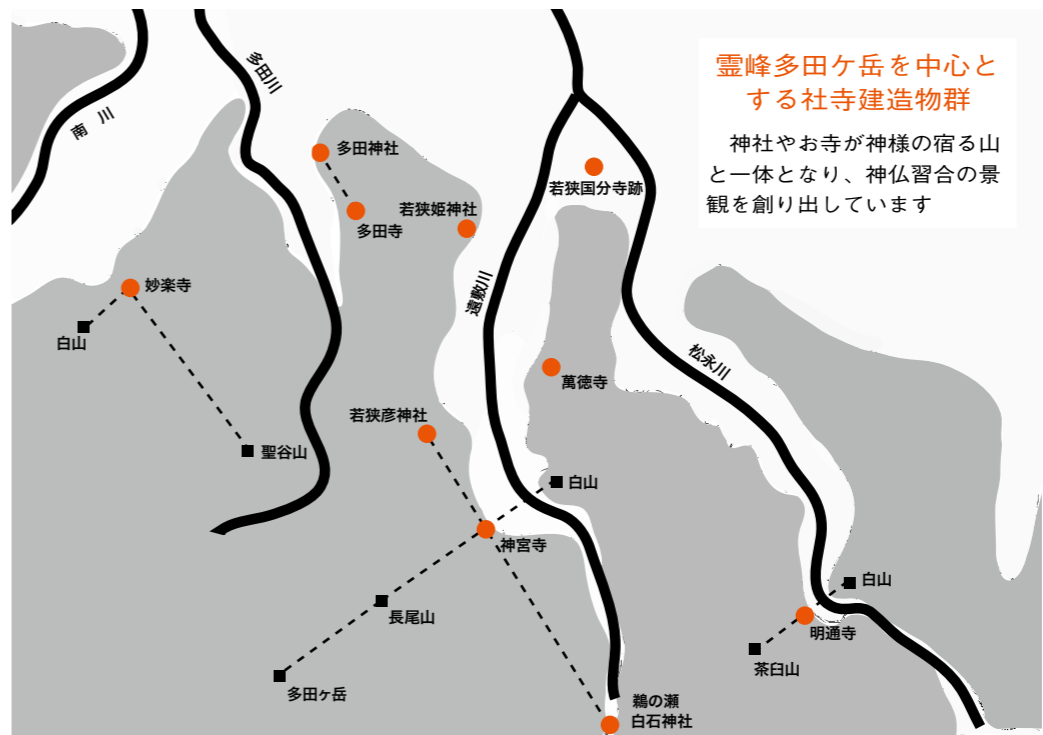
残念ながら今回は「継続審査」という結果でしたが、「古代的特色を残し、仏教伝播と神仏習合の経緯を示す一連の建造物群を中心として、信仰の対象である山などが一体の景観を形成し価値が高い」との高評価を受けました。

今後は、同じ観点で提案している他地域との差別化、顕著な普遍的価値(世界を代表する遺産であること)の証明などの課題をクリアし、暫定リスト登録を目指して進んでいきます。

■問い合わせ 世界遺産推進室 内線 442

市が提出した提案書の内容や世界文化遺産を目指す目的、今後の課題などについて、世界遺産推進室の下仲隆浩主査に話を伺いました。

小浜市が世界文化遺産を目指す目的は、下仲 小浜市は古くから大陸との文化交流が盛んな地域でした。その影響を受けた国宝、重要文化財のお寺が、小浜のような狭い地域に密集して残っているの



していくという大きな目的を持っています。また、このような大切な文化遺産を今に伝えてくれた小浜の先人に感謝し、わたしたちが誇りを持ち、さらに後世に伝えていくことを目的としています。

世界遺産の目的は、人類平和の象徴として人類共通の宝を後世に伝えようという事です。中でも特に注目されるのは、大陸との交流により生まれた日本人の信仰ともいえる「神仏習合」を最も形として伝えているところです。

日本を代表する小浜市の神仏習合とはどのようなものか。下仲 日本人の信仰は神仏習合といえます。わたしたちの家には神棚と仏壇が並び、普段の生活の中でも地域の神社やお寺にお参りしていると思います。

あたりまえと思っている風景が日本人の信仰を代表する文化遺産なんです



世界遺産推進室 主査 下仲 隆浩

若狭神宮寺や明通寺、多田寺、妙楽寺などの寺院は、今も神社や神様の宿る山と深く関係しながら信仰されています。小浜市は、神仏習合をその景観や民俗行事などに日本でも最も形として残しており、今回の提案でも専門家から高い評価を得ています。

わたしたちがごくあたりまえと思っている風景が、日本人の信仰を代表する文化遺産・原風景として位置付けられているのです。

「継続審査」という結果だったが、将来、世界文化遺産暫定リストに登録されるための課題は。下仲 小浜市を含め今回継続審査となった二十件は、来年度行われる暫定リストへの追加審査であらためて審査されます。それまでに文化庁が指摘した同じ神仏習合の観点で提案した五件との差別化▼遺産範囲の整理▼顕著な普遍的価値の証明の三つの課題について検討し、提案内容を見直す必要があります。

【投票時間】 7時～20時 (5ページの6⑦⑫投票所は19時まで)

4月8日⑩ 福井県知事・県議会議員選挙 4月22日⑩ 小浜市議会議員選挙



今回で十六回目となる統一地方選挙。告示日は知事選が3月22日⑩、県議選が3月30日⑩、市議選が4月15日⑩です。
■問い合わせ 小浜市選挙管理委員会
☎内線497

投票できる人

投票日現在で満年齢が20歳以上の人

続き三カ月以上小浜市に住んでいる人

【知事選、県議選】

昭和62年4月9日以前に生まれた人で、平成18年12月21日(県議は12月29日)以前に小浜市の住民基本台帳に登録され、その後引き

【市議選】

昭和62年4月23日以前に生まれた人で、平成19年1月14日以前に小浜市の住民基本台帳に登録され、その後引き続き三カ月以上小浜市に住んでいる人

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などに該当すると見込まれる人が投票できます

- ▼ 期日前投票できる人
 - ▼ 仕事、学業、冠婚葬祭などの予定がある人
 - ▼ 旅行、出張などで投票区域外に滞在予定の人
 - ▼ 病気、出産、歩行が困難な人など
 - ▼ 選挙人名簿に登録されて

いる市町村以外に住所を有する人

投票期間

【知事選】 3月23日⑤～4月7日⑤

【県議選】 3月31日⑤～4月7日⑤

【市議選】 4月16日⑩～4月21日⑤

投票所、投票時間

▼ 市役所四階大会議室
▼ 8時30分～20時

郵便投票

体に重い障害があるなどの理由で投票所に行くことのできない人が投票できます

投票用紙請求期限

【知事選、県議選】 4月4日⑩

【市議選】 4月18日⑩

※障害の程度や投票の手続きなどに細かい定めがあります。投票用紙は、市選挙

入場券

入場券は郵送でお届けします。投票の際は入場券を忘れずにお持ちください

管理委員会へ請求してください。

【知事選、県議選】

3月下旬発送予定

【市議選】 4月中旬発送予定

開票

投票日即日開票です

【知事選、県議選】 4月8日⑩

【市議選】 4月22日⑩

開票場所、開票時間

▼ 市民体育館
▼ 21時20分開始

投票所と投票区域

- ① 小浜市役所
清滝、津島、多賀、鈴鹿、塩竈、生玉、玉前、広峰、酒井、駅前町、今宮、川崎、南川町、後瀬町、大手町、四谷町
 - ② 若狭ふれあいセンター
白鬚、竜田、住吉、神田、大宮、男山、日吉、鹿島、白鳥、浅間、大原、香取、飛鳥、貴船、青井
 - ③ 交流ターミナルセンター
上竹原、関、一番町、千種一丁目、千種二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、城内一丁目、城内二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目
 - ④ 西津保育園
堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、小松原川東、小松原川西
 - ⑤ 久須夜交流センター
甲ヶ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇久、若狭、仏谷、阿納、犬熊、志積、矢代
 - ⑥ 堅海児童センター
堅海、泊
 - ⑦ 田鳥小学校
田鳥
 - ⑧ 国富保育園
丸山、羽賀、奈胡、熊野、次吉、栗田、高塚、太良庄、江古川、北川、
 - ⑨ 宮川公民館
大戸、竹長、本保、大谷、新保、加茂
 - ⑩ 松永公民館
東市場、太興寺、平野、上野、四分一、三分一、門前、池河内
 - ⑪ 遠敷小学校
検見坂、池田、島、市場、中村、国分、金屋、竜前、神宮寺、忠野、中の宮、遠敷一・二丁目、遠敷三・四丁目、遠敷五丁目、遠敷六丁目、遠敷七・八丁目、遠敷九・十丁目
 - ⑫ 下根来小学校
下根来、上根来・中の畑
 - ⑬ 今富小学校
府中、和久里、木崎、多田、生守、野代、尾崎、湯岡、伏原、生守団地
 - ⑭ 口名田小学校
東相生、西相生、上中井、下中井、滝谷、口田縄、新滝、奥田縄、須縄、谷田部
 - ⑮ 中名田小学校
小屋、上田、下田
 - ⑯ ふるさと文化財の森センター
和多田、深野、深谷
 - ⑰ 東勢ふれあい会館
東勢、西勢
 - ⑱ 加斗小学校
荒木、黒駒、法海、下加斗、上加斗、岡津、鯉川
- (※⑤⑧⑯は、今回変更された投票所です)